

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日に〇会社に雇用され、シリコンウエーハの製造作業に従事していた。

請求人は仕事での作業ミスがきっかけで今までにないショックを受けたことにより多大な絶望感を感じた。その後請求人は、平成〇年〇月〇日に医療機関で強迫性障害の診断を受けていたが、平成〇年〇月〇日に同年〇月〇日から同月〇日までの療養の費用の請求を監督署長に提出したところ、監督署長は、請求人に発病した疾病は業務に起因することが明らかな疾病とは認められないとして療養補償給付を支給しない旨の処分をした。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

監督署長は発病日を平成〇年〇月末頃として、業務による心理的負荷について発症前6か月間を評価しているが、この頃の状態は、精神障害を発症したという意識もなく、休業もしていないし、医療機関にも受診していなかったものであり、平成〇年〇月から平成〇年の夏にかけて、本件会社で仕事に従事する中で、確認作業を慎重に行うことと労働時間を短縮するという、相反することを行わざるを得なくなり、徐々に精神障害の症状が悪化していったものであり、その事を評価しないで業務に起因しない精神障害の発症として不支給と決定したことは誤りである。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

- (1) 請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F42 強迫性障害」を平成〇年〇月頃に発症したと認められる。
- (2) 発症前6か月間における、請求人の精神障害発症に関与したと考えられる業務に起因した出来事は認められない。

### 4 審査官の判断

- (1) 請求人は、仕事での作業ミス後、電気のスイッチを何度も確認するようになったことからICD-10診断ガイドラインに示されている「F42 強迫性障害」を平成〇年〇月頃に発症したと認められる。
- (2) 発症前おおむね6ヶ月間の当該精神障害の発症に関与したと考えられる出来事は平成〇年〇月〇日と同年〇月〇日に仕事上でミスをしたことが挙げられる。これは具体的出来事「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」を類推し、「失敗の大きさ、重大性、損害の程度、ペナルティーの有無等」により心理的負荷の強度を修正して「I」と評価する。  
出来事後の状況が持続する程度を検討し総合評価を行うと、本件の場合、出来事の心理的負荷の強度が「I」であることから「強」とは到底認められない。  
また、特別な出来事は認められない。  
精神障害の業務上外の判断指針では、発症前おおむね6ヶ月の間に、客観的に当該精神障害を発症させるおそれのある業務による強い心理的負荷が認められるか否か判断することになっているところ、本件精神障害の発症は平成〇年〇月としているので、精神障害発症以降の出来事については、評価をする必要はないものである。
- (3) 以上より、請求人は精神障害を発病していると認められるが、客観的に当該精神障害を発病させるおそれのある業務による心理的負荷の強度は、総合評価して「強」と評価できないため、業務による強い心理的負荷が認められないことから、本件疾病と業務との間に相当因果関係を認めることはできず、労働基準法施行規則別表1の2第9号に該当する疾病とは認められない。  
よって、監督署長が請求人に対して行なった療養補償給付たる療養の費用を支給しないとした処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。